

答 申 案	技術審査会からの指摘・質問事項 ※ ○番号は、「資料1-3」事業者回答と関連しています。	備 考 【委員名】 (専門分野)
<p>【1 全般的事項】</p> <p>(1) 対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)の大部分が流域保全上重要な水源かん養保安林に指定されており、事業実施による保水(用水確保及び洪水緩和)及び水質浄化などの森林機能への影響を回避又は十分に低減すること。</p>	<p>【全般的事項】</p> <p>①対象事業実施区域の大部分が流域保全上重要な水源かん養保安林に指定されており、事業実施による保水(用水確保及び洪水緩和)及び水質浄化などの森林機能への影響を回避又は十分に低減すること。</p>	<p>【太田委員】 (両生・は虫類)</p> <p>【平野会長】 (景観)</p>
<p>(2) 事業区域周辺の住民の生活環境に配慮し、風力発電設備の住居からの一層の離隔確保に努めること。</p>	<p>②風力発電機の配置について、住居からの一層の離隔確保に努めるなど、生活環境に十分配慮した事業計画とすること。 ※一部文言整理(記載内容の整理及び使用文言の統一)</p>	<p>【山本委員】 (日照阻害)</p> <p>【平野会長】 (景観)</p>
<p>(3) 環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。</p>	<p>(方法書の答申としてこれまで記載してきた内容。)</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p>
<p>(4) 事業区域周辺の住民、立地する七ヶ宿町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p>	<p>(審査会の意見として述べる、環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)</p>	<p>【平野会長】 (景観)</p>

<p>【2 個別的事項】</p> <p>(1) 騒音</p> <p>イ 工事用資材等の搬出入における道路交通騒音の調査、予測及び評価に当たっては、事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配等）を考慮した上で、影響が最大となる地点を設定すること。</p> <p>ロ 施設の稼働における騒音等の影響については、風力発電設備からの距離や環境省に定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価すること。</p>	<p>【騒音】</p> <p>① 工事用資材等の搬出入における騒音の調査、予測及び評価に当たっては、事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配等）を考慮した上で、影響が最大となる地点を設定すること。 ※一部文言加筆（「騒音の」）</p> <p>② 騒音等の影響については、風力発電設備からの距離や環境省に定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価すること。 ※一部文言加筆（「施設の稼働における」）</p>	<p>【永幡委員】 （騒音）</p> <p>【永幡委員】 （騒音）</p>
<p>(2) 水質</p> <p>調査地点「水質3」及び「水質4」について、より上流への設定について検討し、適切に調査、予測及び評価すること。</p>	<p>【水質】</p> <p>① 調査地点「水質3」及び「水質4」については、より上流への調査地点設定について検討すること。上流側で流水が確認されない場合でも確認されなかったことを含め、調査結果を準備書に記載すること。 ※一部文言削除（後段は「検討し、適切に」に含まれる）及び文言整理</p>	<p>【伊藤委員】 （地形地質）</p> <p>【平野会長】 （景観）</p>
<p>(3) 地形及び地質</p> <p>事業区域内に存在する土砂災害特別警戒区域等（土石流）に指定されている溪流（坂の下沢）の流域に対して影響を及ぼす可能性のある風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置を避けること。やむを得ず設置を行う場合は、影響が当該流域に及ばないよう十分な対策を検討すること。</p> <p>また、地すべり地形における風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、安全側での評価となるよう、十分な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>【地形・地質】</p> <p>① 事業区域内に存在する土砂災害特別警戒区域等（土石流）に指定されている溪流（坂の下沢）の流域に対して影響を及ぼす可能性のある風力発電機の設置及び道路の新設（T15, T17, T18 及び関係ルート）を避けること。やむを得ず設置等を行う場合は、影響が当該流域に及ばないよう十分な対策を検討すること。 ※一部文言整理（ルート番号は方法書に掲載がないため、答申からも削除。使用文言の統一）</p> <p>② 地すべり地形における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、安全側での評価となるよう、十分な調査、予測及び評価を行うこと。 ※一部文言整理（使用文言の統一）</p>	<p>【伊藤委員】 （地形地質）</p> <p>【平野会長】 （景観）</p> <p>【伊藤委員】 （地形地質）</p> <p>【平野会長】 （景観）</p>

<p>(4) 動物</p> <p>イ 風力発電設備の選定に当たっては、超音波発信器設置やフェザリングの実施、カットイン風速の変更機能等、バットストライクやバードストライクを回避及び低減する機種への採用に向けた検討をすること。その上で、適切に調査、予測及び評価すること。</p>	<p>(仮称) ウィンドファーム八森山, (仮称) 宮城西部風力発電事業, (仮称) 女川石巻風力発電事業, (仮称) 京ヶ森風力発電事業における委員御発言。</p>	<p>【由井委員】 (鳥類)</p>
<p>ロ 高空を飛ぶコウモリについては、高光度 LED ライト調査により、高さ 150 メートル程度を照射し、8 月中旬から 9 月中旬の間に実施すること。また、遠赤外線ビデオカメラの活用についても検討すること。</p>	<p>① 高空を飛ぶコウモリについては、高光度 LED ライト調査により、高さ 150 メートル程度を照射し、コウモリが良く飛ぶ 8 月中旬から 9 月中旬の間に実施すること。遠赤外線ビデオカメラの活用についても検討すること。</p>	<p>【由井委員】 (鳥類)</p>
<p>ハ 溪流沿いに生息するカワネズミを対象とした捕獲調査については、捕獲後個体が死亡しないような措置を講ずること。</p>	<p>③ 溪流沿いに生息するカワネズミを対象とした捕獲調査については、捕獲後個体が死亡しないような措置を講ずること。</p>	<p>【由井委員】 (鳥類)</p>
<p>ニ カエル類の鳴き声調査を実施すること。</p>	<p>② カエル類の鳴き声調査を実施すること。</p>	<p>【太田委員】 (両生・は虫類)</p>
<p>ホ 沈砂池が、新たな水生生物の生息の場となる可能性を踏まえ、沈砂池の計画地付近における水生生物の調査を行い、影響について、予測及び評価すること。</p>	<p>④ 沈砂池が新たな水生生物の生息の場となる可能性を踏まえ、予定地付近における水生生物の調査を行い、影響について、予測及び評価すること。沈砂池計画について示すこと。 ※一部文言整理 (表現の補足及び「沈砂池計画について示すこと」を削除)</p>	<p>【太田委員】 (両生・は虫類)</p>
<p>ヘ 事業区域の中央部に猛禽類の調査地点を追加すること。併せて、調査地点から上空及び周囲の山肌が視認可能な措置を講ずること。</p>	<p>⑤ 対象事業実施区域の中央部に猛禽類の調査地点を追加すること。併せて、調査地点から上空及び周囲の山肌が視認可能な措置を講ずること。これらを踏まえ、可視範囲図を示すこと。 ※一部文言整理 (「可視範囲図を示すこと」を削除)</p>	<p>【由井委員】 (鳥類)</p>
<p>ト 事業区域の北部林道沿いにおいて、ミゾゴイ及びフクロウ類を対象とした夜間調査を実施すること。</p>	<p>⑥ 対象事業実施区域の北部林道沿いにおいて、ミゾゴイ及びフクロウ類を対象とした夜間調査を実施すること。</p>	<p>【由井委員】 (鳥類)</p>

<p>(5) 植物</p> <p>イ 拡幅工事等が行われる可能性がある事業区域南側の林道には、自然度の高い溪畔林（サワグルミ群落）が確認されていることから、これら群落への影響を回避又は十分に低減できるよう、適切に調査、予測及び評価すること。</p> <p>ロ 重要な植物群落は、群落の成立要件として地形的な特異性があるため、地形改変による直接的な影響だけではなく、間接的な影響についても予測及び評価すること。</p>	<p>【植物】</p> <p>①風力発電機の搬入のため、拡幅工事等が行われる可能性がある事業区域南側の林道については、自然度の高い溪畔林（サワグルミ群落）が確認されていることから、十分な調査を行うこと。 ※一部文言整理（「風力発電機の搬入のため」を削除）</p> <p>②調査、予測及び評価に当たっては、改変による直接的な影響だけではなく、自然林への風当たりや土砂流入など間接的な影響についても対象とすること。 ※文言整理（これまでの答申と表現を統一。「自然林への風当たりや土砂流入など」の限定表現を削除）</p>	<p>【野口委員】 （植物）</p> <p>【野口委員】 （植物）</p>
<p>(6) 生態系</p> <p>クマタカを上位性注目種とした餌資源の影響予測をするため、雪解け期におけるノウサギの糞粒調査を実施すること。</p>	<p>【生態系】</p> <p>①クマタカを上位性注目種とした餌資源の影響予測をするため、雪解け期におけるノウサギの糞粒調査を実施すること。</p>	<p>【由井委員】 （鳥類）</p>
<p>(7) 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>事業区域周辺における、バードウォッチングやトレッキング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、環境影響評価項目における施設の稼働として選定し、適切に調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかの観点で行うこと。</p>	<p>【人と自然との触れ合いの活動の場】</p> <p>①調査地点の利用状況について情報収集し、静穏性が求められる地点においては、音に関して調査、予測及び評価を実施すること。この場合にあつては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかの観点で行うこと。 ※一部文言追加（前段をこれまで答申で用いてきた表現と統一、後段は指摘事項に基づき記載）</p>	<p>【永幡委員】 （騒音）</p>
<p>(8) 温室効果ガス</p> <p>温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。</p>	<p>【温室効果ガス】</p> <p>「ライフサイクル二酸化炭素の予測評価については、今回の方向性で良いという結論を得ましたら、技術指針を改正しまして条例アセスの技術指針に位置付けており、この考えで予測評価願いたい旨、事業者に協力を求めています。」</p> <p>「二酸化炭素の件については、法アセスにないのだけでも運用上お願いしていく。条例アセスでもやっているのだから法アセスでもお願いします、とやっていく」</p> <p>※令和3年2月19日環境影響評価技術審査会</p>	<p>【平野会長】 （景観）</p>

<p>(9) 放射線の量</p> <p>イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、調査地点 1 地点あたり 5 か所程度、表面 1 センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。</p> <p>ロ 事業実施により除去する放射性物質を含む落葉等については、調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、適正な管理等ができるよう検討すること。</p>	<p>【放射線の量】</p> <p>①土壌の放射性物質濃度の調査は表層土壌厚さ 1cm を調査地点 1 地点あたり 5 か所度測定すること。 ※一部文言追加（これまで答申で用いてきた表現と統一）</p> <p>②放射性物質を含む落葉等の適正な処分について留意すること。 ※文言追加（趣旨が明確となるよう全体に補足）</p>	<p>【石井委員】 (放射性物質)</p> <p>【平野会長】 (景観)</p>
---	--	--